

久喜市議会  
令和7年6月定例会議議案

## 議 案 目 録

議案第 3号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第3号） について .....	1
議案第 4号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第4号） について .....	2
議案第 5号	令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第1号）について .....	3
議案第 6号	令和7年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について .....	4
議案第 7号	久喜市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正す る条例 .....	5
議案第 8号	久喜市税条例の一部を改正する条例 .....	6
議案第 9号	工事請負契約の締結について（特別高圧電線用 配管布設工事） .....	10
議案第10号	財産の取得について（CD-I型消防ポンプ自 動車） .....	11
報告第10号	繰越明許費繰越額の報告について .....	12
報告第11号	事故繰越し繰越額の報告について .....	15
報告第12号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること） .....	17

議案第 3 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第5号

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 6 号

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第7号

### 久喜市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正する条例

久喜市選挙長等の費用弁償条例(平成22年久喜市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円(投票所の投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合は、7,250円)」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円(期日前投票所の投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合は、6,400円)」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円(投票所の投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合は、6,200円)」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円(期日前投票所の投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合は、5,450円)」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市選挙長等の費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第8号

### 久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻きたばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料

の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の久喜市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に係る経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、久喜市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものと

する。

- (1) 久喜市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
  - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第9号

工事請負契約の締結について（特別高圧電線用配管布設工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 特別高圧電線用配管布設工事                                     |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 | 契約金額   | 341,000,000円                                      |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号<br>五洋建設株式会社 関東営業所<br>所長 岩田健志 |

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅田修一

### 提案理由

特別高圧電線用配管布設工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第10号

### 財産の取得について（CD-I型消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | CD-I型消防ポンプ自動車                                       |
| 2 | 数量     | 3台  |
| 3 | 取得金額   | 71,759,881円   |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号<br>埼玉消防機械株式会社 中央支店<br>支店長 高橋 怜 |

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

消防団消防ポンプ自動車を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第10号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和6年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和6年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	菖蒲行政センター庁舎管理事業	3,828,000	3,828,000	0	0	0	0	3,828,000
		市有財産維持管理事業	28,710,000	28,710,000	0	0	0	0	28,710,000
		コミュニティ施設管理事業	75,097,000	43,204,000	0	0	0	0	43,204,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯）給付事業	559,593,000	200,707,867	0	200,707,867	0	0	0
		物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯（被扶養世帯））給付事業	29,412,000	28,192,621	0	22,611,848	0	0	5,580,773
	2 児童福祉費	出産・子育て応援事業	11,183,000	10,433,000	0	8,865,000	0	0	1,568,000
		（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校クラブ整備事業	55,320,000	33,030,480	0	15,902,000	15,400,000	1,728,480	0
4 衛生費	3 清掃費	ごみ処理施設整備推進事業	13,150,000	6,571,636	0	0	0	6,571,636	0
7 商工費	1 商工費	コスモスふれあいロード維持管理事業	3,894,000	3,894,000	0	0	0	0	3,894,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	42,784,000	42,783,465	0	4,164,000	3,100,000	0	35,519,465
		橋りょう架換負担金事業	95,000,000	60,527,703	0	2,695,000	39,200,000	0	18,632,703
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	306,467,000	306,467,000	0	70,471,000	50,700,000	0	185,296,000
		久喜駅周辺まちづくり推進事業	12,078,000	11,561,000	0	0	0	0	11,561,000
		東鷺宮駅周辺整備事業	12,417,000	12,417,000	0	3,200,000	0	0	9,217,000
		東停車場線整備事業	21,256,000	21,256,000	0	0	0	0	21,256,000
		鷺宮産業団地青毛線整備事業	101,258,000	101,258,000	0	0	0	0	101,258,000

令和6年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	1 教育総務費	(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業	1,014,512,000	817,091,520	0	186,655,000	567,300,000	62,610,520	526,000
	2 小学校費	小学校維持管理事業	119,919,000	70,790,000	0	0	0	0	70,790,000
	3 中学校費	中学校維持管理事業	5,935,000	5,935,000	0	0	0	0	5,935,000
		中学校屋内運動場空調設備整備事業	478,130,000	199,410,000	0	0	199,400,000	0	10,000
合計			2,989,943,000	2,008,068,292	0	515,271,715	875,100,000	70,910,636	546,785,941

報告第 1 1 号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和6年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和6年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明			
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源		
									国県支出金	地方債	その他				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円				
8	土木費	4	都市計画費	東鷲宮駅周辺整備事業【繰越明許費分】	195,160,800	27,648,600	167,512,200	0	167,512,200	0	82,361,000	76,600,000	0	8,551,200	整備工事の継続に関する地元住民との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
				平沼和戸線整備事業	26,028,200	11,520,000	14,508,200	0	14,508,200	0	1,260,000	1,100,000	0	12,148,200	残土の搬入にあたり土質試験を行った結果、当初予定した受入地への搬入が不可となり、新たな受入先の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
合計			221,189,000	39,168,600	182,020,400	0	182,020,400	0	83,621,000	77,700,000	0	20,699,400			

報告第12号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年6月9日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 30,800 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和7年4月15日午後9時00分頃、相手方が運転する乗用車が久喜市吉羽地内の市道久喜7346号線を走行中、市道上の表層アスファルトの剥離による窪みに落ち、ホイールが破損した。

令和7年5月15日

久喜市長 梅 田 修 一